令和3年10月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和 3 年 10 月 29 日 (金) 開会 17 時 05 分

閉会 18 時 29 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二

福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)

山本隆正教育委員川崎栄一教育委員新谷なをみ教育委員

議事録署名委員 川崎 栄一 教育委員

教 育 部 柏木 正義 教育部長

稲尾 隆 教育部次長 教育政策課長 茂夫 教育政策課長 学校教育課長 古本 昭彦 社会教育課長 吉田 浩之 教育政策課参事 森本 悦子 教育政策課参事 松丸 真治 学校教育課参事

利光 聡典 学校教育課参事兼教育相談センター所長 小原 猛 共生社会実現・部落差別解消推進課参事兼学校教育課参事

釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について

- 第2 別府市教育委員会学校給食調理マネージャー会議設置要綱の制定 について【議第43号】
- 第3 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する 結果報告書について【議第44号】

報告事項 (1) 財産の所管換えについて【報告第20号】

- (2) 財産の所管換えについて【報告第21号】
- (3) 教育長による事務の臨時代理について【報告第22号】 ※非公開

その他 (1) 別府市新図書館等整備事業に伴う基本・実施設計及び管理運営計画策 定委託業務公募型プロポーザルの実施について

(2) 11 月定例教育委員会の開催日程について

議事録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和3年10月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は川崎委員に お願いいたします。

本日の議事のうち、報告第22号 教育長による事務の臨時代理につきましては、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案いたします。

お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにより審査順序を入れ替えたいと思います。報告第22号 教育長による事務の臨時代理につきましての審議を最後に行いたいと思います。

◎ 別府市教育委員会学校給食調理マネージャー会議設置要綱の制定について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第43号 別府市教育委員会 学校給食調理マネージャー会議設置要綱の制定についての説明をお願い いたします。

教育政策課長 議案の1ページをご覧ください。議第 43 号につきましては、規定により 議決を求めるものであります。

> 2ページをご覧ください。本件につきましては、児童の健康増進や心身の 健康な発達に寄与し、かつ、安心・安全でおいしい学校給食の提供に資す ることを目的として学校給食調理マネージャー会議を設置するに伴い、要 綱を制定しようとするものです。

第2条をご覧ください。学校給食調理マネージャー会議とは、児童に安心・安全でおいしい学校給食の提供に資するために、次の3事項について調査、検討、情報交換を行います。1つ目が「市立学校附設給食調理場における調理業務全般に関する事項」、2つ目が「給食調理員が働きやすい職場環境の構築に関する事項」、3つ目が「その他給食調理員の職場環境に関し必要な事項」となります。

次に第3条をご覧ください。会議は「学校給食調理マネージャー」で組織し、学校給食調理マネージャーは、1つの給食調理場を附設する小学校につき1人とし、所属する給食調理員のうちから学校長が指名する者をもって充てます。学校給食調理マネージャーの任期は、当該年度の年度当初に学校長が指名し、指名の日の属する年度の末日までとします。

次に第4条をご覧ください。会議の庶務は教育政策課で取り扱います。 なお、本要綱は教育委員会議決後、速やかに施行いたします。以上が要綱 制定の説明となります。よろしくお願いいたします。

- **寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。 教育委員の皆様、何かございますでしょうか。
- **福島委員** 書かれている目的というのはこれだけですか。それとも、何かがあるから こういうことをやろうとしているのですか。
- **教育政策課長** 書かれている目的につきましては、この3つの項目となっております。そもそもこの制定の理由ですが、各学校に付設されている単独調理場で、それぞれの単独調理場の調理員が大体4名から6名程度で調理業務を行っております。それぞれの単独調理場でやり方が違っていたりして、例えば調理員が急遽休みを取らなければならなくなったときに、他の調理場から応援で他の調理員が行くことがあります。そういったときに各単独調理場でやり方が違っていたりするケースがありますので、そういったルールを統一したいという目的があったり、各単独調理場がそういった少ない人数で業務にあたっており、人間関係でトラブル的なことが起こることがあります。そういったときに上手くいった事例等を紹介することで、他の調理場でもそういった運用例を活かして人間関係の改善構築を図ることができるなど、より良い仕事場・職場環境が構築でき、安心・安全でおいしい給食の提供に繋がるということで、制定するに至った次第でございます。
- 新谷委員 給食担当の教員は、学期に1回とか年に何回とか集まって話し合いをする ことがありますよね。例えば小学校であれば、単独調理場の代表の人が集 まって話をするこということが今まではなかったのですか。
- **教育政策課長** それぞれの調理員が相互に話をする機会はあったと思うのですが、やはり 13 校ある単独調理場で一斉に集まって、どういった運用をしているのかと か、ルールについて伺うとか、協議する場はこれまでございませんでした ので、そういった意味でも全員で情報交換や情報共有、共通認識の場を持つ必要があるということも制定理由になっております。
- 新谷委員 ではこの会議を設置することで、今度共同調理場になったときに、そこが 上手く機能するとかそういうふうな目的もあるのですか。
- **教育政策課長** 共同調理場は令和5年9月にセンター化となりますが、その際は、各単独 調理場ではなく8,500 食という全体分になりますので、現在は各校でバラ バラになっておりますが、センター化すると皆さんが場所を決めて月に1 回とか集まらなくても、センターの中に事務局が設けられますので、また このやり方を継続するのか。もしくはセンター化に伴って新たなやり方を するのかということは、状況に応じて模索していきたいと考えております。
- 新谷委員 私が考えたのは、今はバラバラでやっていますが、共同調理場になったら 絶対バラバラのままではいけないので、これを置くことによって、共同調

理場を作ったときに上手くいくというかそういうイメージを持ったんで すね。これが新しい調理場に良い作用があると思ったので、これは良いこ とだなと思いました。

- **山本委員** なかなかイメージできないところもあるのですが、これは別府市独自のものなのですか。他の市町村でもやられているのですか。
- **教育政策課長** 近隣の自治体等でこういった調理マネージャー制度を設けているということは聞いておりません。そういう意味では別府市独自のものと考えております。例えば大分市でしたら、センター化しているところもありますし単独調理場のところもありますので、各自治体に応じて教育委員会に学校給食係のような部署があって意識共有をしていると思うのですが、こういうやり方をしているのは別府市独自のものと考えております。
- 山本委員 この学校給食調理マネージャーというのは、役職のようなものになるのか そうではないのか、そもそも調理員の中に上下というか組織的なものが既 にあるのかないのか。それからこの会自体の取りまとめは誰か別の調理員 以外の人が入らないとなかなかまとまらないのではないかと思うのです が、その辺をどのように考えていますか。
- **教育政策課長** 役職につきましては、調理マネージャーは校長先生から指定を受ける形になりますが、これは身分上の役が付くということではなく、あくまで学校長が学校教育法の37条4項の「校長は、公務をつかさどり、所属職員を監督する」という権限がありますので、そういった意味での指定という形になります。それから調理マネージャー会議の取りまとめですが、教育政策課のほうで司会進行等を行うようにしております。
- 山本委員 特に調理員自体に身分の上下関係があるということではないのですか。あっても正規職員と非正規職員ぐらいですか。
- **教育政策課長** 調理員も主任専門員等の役職に応じたものはございますが、調理マネージャーに任命されるかどうかによって身分的なものが変わってくるということはございません。
- **教育部長** コロナウイルスの関係で学校が閉校になったり夏休み期間に開いたりして、夏休み期間に開くということはかなり過酷な状況で調理をする、暑い中で調理をするということになりますので、そういった中でいろいろな問題が出てきました。そういったことも含めて、教育政策課長から説明があったとおり、いろいろな問題を整理して共通認識を持ちましょうということで、この会を設けるものです。
- **寺岡教育長** よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 43 号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。
 - ※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 43 号は議決することに決定い たしました。

- ◎ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書について
- **寺岡教育長** 次に議事日程第3、議第44号 教育に関する事務の管理及び執行の状況 の点検及び評価に関する結果報告書についての説明をお願いいたします。
- **教育政策課長** それでは議案の3ページをご覧ください。議第 44 号につきましては、規 定により議決を求めるものでございます。

お手元に配布しております「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価に関する結果報告書」という冊子と「自己評価の変移」と書か れたA4縦の1枚、この2つの資料でご説明させていただきます。

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づきまして、令和2年度に実施した事務事業の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った上で、知見活用委員会において説明し、委員のご意見をいただき、まとめたものとなっております。主な取組につきましては、自己評価とその理由の項目について、2ページ目の幼児教育の充実から順に自己評価がBとCの取組について担当課長等より説明させていただきます。また、自己評価及び各知見委員のご意見を踏まえまして、教育委員会としてのまとめを作成しておりますので、ご意見をいただきたいと思います。

- ※ 別冊資料に基づき、各担当課長等より説明があった。
- **寺岡教育長** 昨年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書の説明でございました。各課の取組指標の達成の評価、そして知見活用委員のコメント等もございます。総括もされておりますので、教育委員の皆様から何かございましたら、ご指摘ご質問をお願いいたします。
- 山本委員 今年はいじめ不登校がCからBに上がったということは、非常に喜ばしいことと思います。今までは大分大学の山崎先生がかなり厳しい評価をしてきていましたが、実際結果としても不登校の数が減ったというのがよかったなと思います。先日新聞に出ておりましたが、2019年は16万人だったのが、2020年には19万6千人と不登校は増えているのですが、その中で別府市は減ったというのは結果としてはすばらしいと思います。ただ、昨年言ったと思うのですが、どうしてもいじめと不登校が一体化していることに非常に違和感が強くて、不登校の原因がいじめという想定をされていると思うのですが、最近出た精神科の雑誌に有名な先生が書いているですが、いじめと不登校を繋げて考えるのは全世界で日本だけだということで、

特殊な考え方だと思います。不登校に関しては、要は他の背景にいろんな問題があるというところで、そこをきちんと対策しないといけないと思います。本人の発達の特性であったり家庭の問題であったり。それから近年大変大きな問題になっているのはゲーム依存、ネット依存、そういうものが不登校を引き起こしているというのは自明ではないかと思います。なかなかその対策について十分な対策というのが、多分教育分野からも医療分野のほうからも出てきてはないと思うのですが、特にこのネット対策ゲーム対策というものは、例えば学校で生徒向けに研修をするとか、ある程度こちらから率先して対策を打っていくというのがこの不登校対策には必要ではないかなと思います。誰かいい講師がいたら研修等していただきたいと思います。今スクールサポーターとかスクールソーシャルワーカーという方が家庭にまで行って家庭の問題等の対策を図っていくのだと思います。ただネットに関しては、これからタブレットを配ったりしますし、ネット社会が後退していくことはないと思いますので、ガイドラインを上手く検証していくということも大切ではないかなと思います。

いじめに関してはAPUの本田先生が書いていましたが、100%を達成目標にするということ、99.6%がいいのか悪いのかという問題よりも、これは実数で何人何件が残っているのかという逆に残りの件数ですね。でもその件数が0になればいいというよりも、その残りの件数をきちんと把握して、解決する努力をしていくというふうな逆の視点から対策をしたほうがいいのではないかなという感想を持ちました。

- 学校教育課参事 貴重なご意見ありがとうございます。ネット依存に関しましては、数年前から調査をしていて、その課題を大きく捉えているところです。生徒指導のほうからインターネット利用の調査の中で、依存ですね、睡眠不足等が継続して別府市の課題になっているところです。各学校で研修等をしていて、その中でもそこに注視をしているのが現状でもありますので、私も研修に行ったことがあるのですが、引き続き依存の怖さについて周知をしてまいりたいと思います。
- 山本委員 その研修を見たことがないのですが、どんな研修をしているのですか。
- **学校教育課参事** 危ないところに繋がないというようなネットモラル研修のような形になります。学校の教員が行う場合もありますが、外部から講師を呼んだり警察から来ていただいたりという形で、各学校で行っております。
- 山本委員 今一番問題なのは、夜中までずっとやっていて昼夜逆転になって不登校になるという典型的なパターンですよね、どこかでやめるということができるのかどうか。ただ、最近医療の業界でもネット依存にどうやって対応していくかということがあるのですが、やはり規制だけでは無理だろう、例えば何時以降やってはいけませんよ、ということだけでは無理で、他に代わるもの、本人が関心を持てるもの、そういうものをきちんと提供できるとか、もう少し前向きな取組も必要になってくるだろうと言われているようです。だからある程度のガイドライン、それからネットではなくて他に楽しいことをやろうよというような、そういうものを提供できるように、何かそういういい研修があるといいなと思います。よろしくお願いします。

学校教育課参事 ありがとうございます。参考にさせていただいて進めてまいりたいと思います。

いじめについての逆の視点というところについては、今確認しながら進めているところで、本当に 100%なのかと言われればすごく不安になるところもありますが、あくまでも目指すところは 100%という、すべてを解決するんだという姿勢で取り組ませていただいております。ただ、100%にならないひとつの理由は、事案が起こっていなくても子どもに不安が残っている、そのような場合は解消には至っていないという捉えにしておりますので、本当のことを言うと 100%というのはなかなか難しいですが、目指すところは 100%というところで知恵を出しております。

→岡教育長 今日、県の教育長会議で不登校の問題も出ました。その中で私がいちばん感じたのが、学力とか教師の暴言とか家庭の問題もあるのですが、それ以上に無気力とか無関心の部分が原因として 80 数%ということでした。おそらくネット依存などでは、先程山本委員がおっしゃったように、規制よりも何か魅力のあるもの、前向きなことを学校や地域や教育委員会が示さないと、子どもたちはインターネットをやめろと言ってもやめないのではないか、そこがひとつの解決になるのかなと個人的には思いました。無気力無感動無関心、それが原因ということですから、また学校教育課のほうでも一緒に考えていきたいと思います。その他はよろしいですか。

福島委員 山本委員が言いましたようにネット依存で不登校になる、いじめがあって 不登校になるということが、この中に書かれていないのではないでしょう か。形としては誰が見てもきれいな形になっていますが、前は学力が悪い ときはどうやったら学力が上がるか、ということがもうちょっと評価の欄 に書かれていました。書かれていたことによって、先生方が自己研鑽なり 教育委員会の皆さんが自己研鑽なりして、今回だけかもしれませんが学力 は非常に良くなりましたよね。だから、そういう今まで頭を悩ませた問題 があったじゃないですか。ここは非常に成績が悪い、ではどうやって上げ ていくかということをみんなで討論しながら書いてきましたよね。今は、 山本委員が言われたようなことがここに書かれていないんですよね。頭を 悩ませたことは、この1年間を見てもいくつかありましたよね。それを入 れることによって、だんだん解決する方法としての書類が整っていって、 ワンステップワンステップ上がっていくと思いますから、頭を悩ませたこ とを、なるべくこれに入れませんか。今見た感じでは、文章としては 100 点です。でも中身としては、何回も言いますけど、成績が悪かった時にど うやって上げていこうかと考えた、その頭を悩ませたことを挙げることに よって、こうしようああしようとやったことが残っていきますから、ぜひ そういうふうにしていただきたいと思います。

寺岡教育長 今福島委員からご指摘のあったことは、今度 11 月 11 日に県との意見交換会で、県のほうがそのことを知りたいということですので、いちばん核心のところかもしれません。ありがとうございます。

新 谷 委 員 今回テストの点数が上がったということで、いろいろな取組をしていて、 主に、点数の取れない人たちにどういうことをするかというような、どち らかというと対処療法的な対応を学校は一生懸命しているわけですよね。 放課後学習とか補充学習とかしているわけですが、私は、やっぱりその前 に教員がもっと授業の中で力をつけるということをやっていかないとい けないということをずっと感じています。それはやっぱり難しいことで、 一時期、一人一授業をしていたときに、教育委員会の学校教育課の指導主 事が来てくれて見てくれて、帰ってあとからコメントを送ってくれるとい うことをずっとしていて、あれはすごく大変だったと思うんですよ。大変 だったと思うのですが、私たち教員からすると、とても助かりました。自 分の授業のどこが悪いのかとか、やっている本人は分からないんですよね。 指導主事がたくさんの目を持っていて、ここではこんな問いをしたら、子 どもたちがもっと考えたのではないかとか、そういうずばっとした指摘と かありました。私は痒い所に手が届く指導というふうにずっと思っている のですが、今それがどのくらい行われているのかなと思います。授業で困 っている先生のところに指導主事がぱっと見に行く、指導案とかなくても 普段の授業を見に行って、そしてここが悪かったよ、ここをこうすればも っと生徒たちが分かる授業になりますよ、というような、そういうピンポ イントの指摘、それは教員として私は一生必要だと思うのですが、それが どれくらいできているかということを聞きたいなと思います。

学校教育課長 指導主事が学校に行って授業に参加する、これは学校の指導にいちばん大きい効果があると考えております。ただ、以前は一人一授業ということで、学校全体の授業研じゃないところにも可能な限り参加していたのですが、コロナ等の関係もあって、この2年間はかなり減った状態ではあります。各学期に行われる学校全体の授業研には必ず指導主事が参加をしております。今委員がおっしゃったように、子どもたちが主体的な問題解決をいかにして生み出すか、そこがポイントで、そのためには子どもたちが夢中になれるような課題をどうやって作り上げるのか、その課題の仕掛けをどう仕組んでいくのか、その辺りを指導の重点に置いて、当然その結果子どもたちが力を付けたかどうか、教科のねらいですね、そういった評価の視点、そういうところを指導のポイントに継続して指導しております。

新谷委員 ぜひそういう指導を先生方にしてくださると、いちばん助かるのは教員なんですね。それが大事だなと思うので、指導主事の方々は本当に大変だと思いますが、ぜひお願いいたします。

山本委員 指導主事というのはどのくらいの人数いるのですか。

学校教育課長 授業研に参加するのは指導係の指導主事なのですが、小中学校で6名おります。

山本委員 それはどこに配置されていますか。

学校教育課長 学校教育課の指導係に配置されています。

- 新谷委員 学校教育課の指導係以外にも指導主事がいますよね。それはほかの仕事も 分担している人だと思うのですが、国語の先生もいるし、家庭科の先生も 教育相談センターにいたりして、その決められた業務もあると思うのです が、教員からすると、やはり自分の授業を見てどこを良くすればもっと子 どもに力がつく授業ができるかということは、ずっと一生悩むことなので、 大変とは思うのですがいろんな指導主事が関わってくれるといいなとい うのはずっと思っています。教育長、難しいですかね。
- 寺岡教育長 今新谷委員からご指摘があったのは、どちらかと言ったら外部からの指導ですよね。学校には校長先生、教頭先生、教務主任がいて、主幹がいて指導教諭もいますよね。それから学年主任がいます。ここがしっかりとしておけば、先生の指導案など指導ができるという昔はこの体制が結構あったんですけど、今はそれプラス、学力向上支援員に再任用の校長先生がなっていたり、拠点校指導教員もいますよね。以前よりも指導する立場の方がたくさん入っていると思うのですが。さらにそれプラス、教育委員会から指導主事が入ってくる。実際学校の中の組織はどうなんでしょう。校長先生や教頭先生とか指導教諭や主幹がいますよね。そういう方たちが指導案を見て指導する。それはそれでやっているんですか。
- 学校教育課長 学校の中で管理職による授業観察、直接的な指導というのも以前に比べると数が多くなっていると思います。また、以前にはなかった主幹教諭、これは学校の中のすべての学習活動の評価改善、その要となりますので、そこは十分に活かして自主的な授業改善を続ける、これは指導主事が参加したときにこういった点についても指導しております。
- 山本委員 気になるのは、最近教員の採用の倍率がかなり下がっていますよね。やっぱりなかなかいい人材を確保するのに苦労されているのではないかなと思います。私は教職員の復職の審査員もしていますが、うつ病というのは結構50歳前後に多いんですけど、最近は新採用の人にも増えてきているんですよね。そういう背景を考えると、新採用の人をいかに一人前にしていくか、10年の初任者研修の期間があるんでしょうけども、その期間にきちんと育てていくというのが大事なことなのかなと思います。学校が不登校の対策やいろんな業務が増えて大変だと思うのですが、やはり新谷委員が言うように授業を成立させるというのが基本の部分ですから、ぜひそこは力を入れていただきたいと思います。
- 川崎委員 今教育委員の皆さんからも出ていますし、知見活用委員のコメントの中でも、「量」から「質」への転換、「質」の部分でどこが問題になっているかというところを浮き彫りにして、それに対してどう達成していくかというところをやっていく必要があるかなと感じています。この報告書だと、去年も同じような感じだったのですが、やっていますよ、ということを示すための報告書になってしまっていて、本質的なところが非常に見えないというか見えにくくなっていると思います。これは今年度も目標を掲げてまた同じことをやるのかなという形で見てしまうのですが、例えば今年度は新しい教育大綱ができてアクションプランもするということなんですけど、その辺の本質的なところを項目に入れるとか、そしてその達成率のと

ころをもっと掘り下げるとか、一度全体を見直すということも必要な気がします。それと、たまたま公開授業に行ったのですが、その時に感じたのは、もちろん子どもの成長とかいろいろあるのですが、先生の成長というところに対しての達成というか対策というかですね。もちろん公開授業もそのためにやられていると思うのですが、さっきの「質」の問題という部分もありますが、やはり教員が成長しないと学校の成長にも繋がらないと思うし、その辺のこともこの中に入っていないような気が少ししたので、そういう取組も必要かなと感じました。

- **教育部長** これは、知見活用委員からも指摘を受けたのですが、どうしても網羅的な報告書になってしまって、委員の質問を受けて答えると初めて理解ができるというか、どうしてそんないいことをやっているのにこの中に入れないのかとかですね、もうひとつ別の視点では、先程福島委員が言われたように、本当に困っていることとか、こんな問題が起きているということをこの中に入れ込むことで、これは市民の皆様に公開しますので、市民の理解や地域の理解といったことも得られるのかなと思いましたし、今後そういうことをしていくことが必要だと思います。
- 福島委員 今回から入れませんか。
- **教育部長** 今後、他の市町村のものも研究して、改善していきたいと思います。行政は、なかなかPRというか市民の皆さんに報告するということがあまりうまくありませんので、そういうことも意識しながら報告書を考えて直していきたいと思います。
- 山本委員 6ページの「体力の向上」で、コロナでなかなか体力測定ができないというところで自己評価をBにしていると思うのですが、厚労省の副大臣が会見していたのですが、転倒の労災が増えているということでした。実は私の病院でも転倒する人が今多いんですよね。やはりコロナ自粛で運動不足になっていると思うんです。子どもたちも多分その傾向があると思うので、自己評価が「おおむね順調に達成している」ありますが、私は、ここの体力に関しては、当然部活も自粛しておりましたし、ちょっと危惧して思っておいたほうがいいかなと思いました。

それから8ページの「防災教育の推進」で、保護者引き渡しマニュアルの ことを書いておりますが、防災ですからいろんな災害を想定しているとい うことですよね。

- **学校教育課参事** 以前石垣の銀行強盗のときに実際にマニュアルで行って、かなり不具合が 生じましたので、引き渡すのを優先するべきではなくて学校に留まらせる ということもひとつあり得るのかなということも含めて現在作成してお ります。
- 山本委員 ただ自然災害もありますよね。最近で言うと鶴見岳と伽藍岳が噴火すると 別府市が発表していますよね。そういう災害のときには、保護者の引渡し だけではなく、津波のときにも適切な避難の仕方で子どもたちの命は変わ っていますから、もうちょっと広い視点での防災を入れてもいいのかなと

思いました。よろしくお願いします。

寺岡教育長 次にその他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第44号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 44 号は議決することに決定い たしました。

◎ 報告事項(1)(2)

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第20号及び報告第21号については、財産 の所管換えについてでございます。この2件につきましては、一括して説 明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは財産の所管換えについてご報告いたします。

まず5ページをご覧ください。財産の表示は、別府市上人ケ浜町 504 番地 1、地目は宅地、面積は 309.46 ㎡となっております。今回、使用目的を公民館用地から公園用地に変更し、公園緑地課に移管をいたします。所管換年月日は令和 3 年 9 月 22 日、所管換えの理由はなでしこ分館解体のためでございます。なでしこ分館につきましては、8 月 31 日解体を完了しております。今お配りしました資料の 1 枚目が解体前のなでしこ分館です。左側にあるのが併設の老人憩いの家友楽荘という施設で、市長部局の所管になっておりました。この施設につきましても、今回併せて解体いたしまして、同じく公園緑地課への所管換えをしております。 2 枚目にございます丸を囲っているところが今回解体したなでしこ分館です。解体に伴いまして、老人憩いの家となでしこ分館がそれぞれ公園緑地課へ所管換えをいたしまして、ここにあります上人ヶ浜公園一帯がすべて公園緑地課の所管となります。それに併せまして、海浜砂湯と上人ヶ浜公園を整備区域として上人ヶ浜公園の整備運営事業といたしまして現在公募をしております。こちらの件は以上でございます。

続きまして 7ページをお願いします。財産の表示ですが土地 3 筆ございます。①から③にありますとおりで、別府市野口中町 1152 番 2、1152 番 5、 1440 番 4 で、それぞれ地目はすべて宅地、面積につきましてはそれぞれ 18.38 ㎡、34.21 ㎡、27.90 ㎡となっております。元々温泉課が所管しておりましたが、今回社会教育課へ所管換えをいたします。所管換えの年月日は、令和 3 年 4 月 1 日です。所管換えの理由ですが、3 枚目にあります地図をご覧ください。この建物が今回の所管換えの対象になりまして、別府市で多い状況ではあるのですが、1 階が町内の共同温泉、2 階が町内公民館という構造になっておりました。今回 1 階で温泉組合が運営しておりました野口中央温泉ですが、給湯を廃止ということで温泉そのものを廃止することになりました。それに伴いまして、2 階部分は町内公民館として今

後も継続するということで、温泉課の所管から社会教育課に所管換えをするものでございます。市役所との位置関係が分かるほうがいいかと思い、小さいですが最後のページに場所を示させていただいております。左手のちょっと上が市役所で、富士見通りを下がったこの丸のところになります。なお、今お配りしました資料につきましては、権利の関係で後ほど回収いたしますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より報告がございました。これより質疑を行います。 教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないよ うでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他(1)

寺岡教育長 次にその他(1)別府市新図書館等整備に伴う基本・実施設計及び管理運営計画策定委託業務公募型プロポーザルの実施についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

教育部次長 それでは新図書館等整備事業についての進捗状況、今後の予定について報告をさせていただきます。

議案の 12 ページをご覧ください。そちらにありますとおり、この業務は 基本・実施設計及び管理運営計画策定委託業務公募型プロポーザルを実施 するものであります。業務概要につきましては項目2番に記載しておりま すが、(3)業務内容については省略をさせていただいております。業務期間 といたしましては、年度をまたいで令和5年3月20日まで、項目3番の 委託金額につきましては、限度額1億9,710万1,300円という形で設定さ せていただいております。項目4番スケジュールをご覧ください。10月6 日に募集広告を行いました。そして参加申込書の提出期限である10月22 日までに業者から応募がありました。資格審査を行った結果、応募があっ た事業者につきましては、すべて審査をパスしたということで、一昨日の 10月27日に資格審査の結果を通知したところであります。今後につきま しては、12月3日までに企画提案書の提出をしていただいて、12月中に 第1次審査を行います。第1次審査の結果を踏まえまして、年明けの来年 1月に第2次審査、この場でプレゼンテーションとヒアリングを行います。 第1次審査は書面審査という形になります。第2次審査でプレゼンテーシ ョンとヒアリングを行って、最優秀企画提案者を選定しまして、1月下旬 までに契約を締結するという運びになっております。以上、簡単でありま すが、本事業につきましては逐次報告をさせていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま教育部次長より説明がございました。これより質疑を行います。 教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 公募型プロポーザルというのはどういうものですか。

教育部次長 通常は一般競争入札が原則となりますが、今回に関しましては、価格競争ではなく企画提案型の審査を行うということで公募型のプロポーザルという形になっております。プロポーザルであっても価格点を評価する場合もあるのですが、今回につきましては価格点の評価を行わず、あくまでも設計者、応募者の力量、設計力の優劣を審査いたしまして選定しようという形を取っております。

山本委員 予算を決めて予算内で提案してくださいというような形ですか。

教育部次長 そうですね、当然委託金額については応募者に参考見積書を提出していただきますが、項番3にありますように委託金額の限度額を上回っていなければ失格にはなりません。そこで一番安いところを取るかのというと、それは価格競争を入れておりませんので、一番安いところが取るというのではなくて、あくまでも、我々の新図書館の基本計画を読んだ上で提案してくる設計の内容ですね。ただコンペではないので、実際に最終的な成果品としての企画提案を出してくるわけではないんですけど、応募者側が、もし選ばれればこういった考え方でこういった建物を工夫して、設計方針の下でやりますということをプレゼンしていただいて、一番力のある設計会社を審査委員会で選ぶことになると思います。

山本委員 この金額は設計や計画の分で、また建築費はまた別で当然かかるわけです よね。建築費は大体このくらいの予算で計画を立ててくださいということ はお知らせしているのですか。

教育部次長 今回公告した段階で、委託業務仕様書で想定している建設事業費というの はお知らせしています。32 億5千万円以内という形で提示しております。

福島委員 給食センターを作るときと同じですよね。

教育部次長 給食センターの場合は設計施工方式だったので、設計と施工までを一括で 業者を選ぶという形だったのですが、今回はあくまでも設計業者だけを選 ぶということで、建設業者につきましてはまた改めて入札いたします。入 札方法は決まっておりません。

寺岡教育長 共同調理場に続いてまた大型の事業ですので、担当課が大変苦慮しながら 進めております。その他はございませんでしょうか。

山本委員 これはコロナで延びたんですよね。どのくらい、いつがいつに延びたとい うことを教えていただけますか。

教育部次長 当初は共同調理場と同じ令和5年度の開設という形で動いていたのですが、昨年コロナによって一時的に予算の執行を停止した経緯があります。ただ昨年度に、ポストコロナを踏まえた図書館の在り方ということで基本計画を見直しました。その結果、完成予定が令和7年度中ということになりましたので、令和5年度から令和7年度にスライドしたということになります。

川崎委員 今回、共同調理場と違うやり方に変えたというのは何か理由があるのですか。同じような大型の案件ですけど。

教育部次長 直接的な関係はありません。それぞれの事業の基本計画で最適な事業手法を検討した結果、新共同調理場は設計・施工一括方式に、新図書館は設計・ 運営方式になりました。共同調理場は、建設工事の入札参加資格審査委員会に諮り総合評価一般競争入札で実施しました。図書館は、募集時点で設計と運営計画に確定できない要素があり、事業者のノウハウや工夫の余地が大きいため公募プロポーザル方式による随意契約としました。

寺岡教育長 その他はございませんでしょうか。また随時報告があるということでございますので、よろしくお願いいたします。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他(2)

【概要】 ※令和3年11月定例教育委員会の開催日程について、令和3年11月24日(水)17:30より開催することが決まった。

◎ 報告事項(3) ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となります。関係者以外の方は、申し訳ありませんがご 退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは報告事項に戻ります。報告第 22 号 教育長による事務の臨時代 理についての説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和3年 10 月定例教育委員会を閉会いたします。本 日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上 作成しています。